

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究
第一號拔刷 二〇一三年三月發行

殷代武丁期卜辭に見える「帝」と「下上」

末
次
信
行

殷代武丁期卜辭にみえる「帝」と「下上」——戦争諾否の観点から——

末 次 信 行

一 はじめに

「殷代の『神權』と『君權』——武丁時代を中心として」(『千里金蘭大學紀要・短期大學部』第三七號、二〇〇六年)という試論をかつて發表したことがある。この要旨は、武丁時代の神聖政治が「帝(上帝)」信仰が厚く、地域的にも廣範圍に及んでいた性格をもち、當時の内外の諸國によって支えられた、「神權」の強い性格であったが、その後、殷王の祖先神崇拜を通じて「君權」が強くなり、神聖政治が變質した、というものであった。

こうした観点から、戦争に関する卜辭を検討するうち、すでに武丁時代に、「帝」と「殷王の祖先神」が、ほぼ對等の存在として卜辭にみられる時期があったと理解するようになった。いわば二元論で、戦争の許諾などをめぐって、「帝」の意思を問う卜辭と「殷王の祖先神」の意思を問う卜辭が、同時に並存すると考える立場である。

結論から先にのべると、當時の戦争に関する管轄權もしくは許諾權が、「帝」と祖先神の雙方に存し、兩者の祐助なり許諾を問う卜辭が同時にみられ、祖先神は卜辭に「下上」としてみえるものと理解す

る。この「下上」の意味については従来から諸説あり、「帝」をふくむ説が多数派であるが、「帝」をふくまない、祖先神(上示・下示)のみとする説もみえる。⁽¹⁾この祖先神のみとする従来からの説の場合、「上示」が祖乙以下の祖先を、「下示」が小乙以下の祖先を指すとする説である。これらの従来からの諸説に對して、本稿の結論としては、祖先神とはするものの、「上示・下示」という集合呼稱ではなく、固有名であり、「下上」の「下」が「下乙」すなわち祖乙、「上」が「上乙」すなわち大乙(湯王)を指すという説である。開國の祖である大乙(湯王)と中興の祖である祖乙に敵國との戦いに祐助もしくは許諾を求め、占っていると考えるのである。

しかし、武丁後期になると、「上帝」という用語が卜辭にみられ、⁽²⁾對概念として「下帝」が想定されるようになる。「下帝」という用語自体は卜辭には未見であるが、この二元論は歴然というか、公然となる。公然となるとともに、「上帝」の權限が相對化し、殷王の世俗的君主權力の強化につながったと考えられる。これは、「帝」に厚い信仰をもつ諸勢力(貞人や諸侯國など)と殷王との葛藤の結末的側面をもつ。

こうした上帝・下帝の概念以前に上乙・下乙の概念が生じ、これが「下帝」概念を先導したと考えるのである。

以上が本論の主旨であるが、こうした結論を導くために、以下に「帝」の戦争に関する権限などの観點を中心として、順に検討したい。

なお、これらは、いずれも武丁の治世、五十九年間（前一二五〇～前一一九二）の卜辭にみえる。⁽³⁾

二 「帝」と「下上」の戦争許諾関連卜辭例

「帝」にはその管轄下の諸國に災厄を下す（降_囧 2240（禍）・作_囧（禍））権能があると、當時の人々には信じられていた。當然、當時の殷も「帝」の管轄下にあった。たとえば、骨版の卜辭に、

01 「貞方_戔 2417 正（征） 佳帝令作我_囧（禍） 三月（英國一一三三〇 金四九六）」

とみえ、「帝の命令（帝令）」による災厄（禍）を、「方_戔正（敵國の來襲）」とする例がある。字體は貞の形から「典型賓組」に屬す。⁽⁴⁾ どのような卜辭に、YH一二七出土の龜版例として、

02 「帝其作王_囧（禍）（合集一四一八二〇乙四八六六）」

とあり、「帝」が「王」に災厄（禍）をなす危懼を占う。災厄の種類には、01卜辭例から「敵國の來襲」をふくむにちがいない。字體（崎川分類）は「賓一類」に屬す。YH一二七出土の甲骨版の時代は出土状況から武丁中期までとされる。⁽⁵⁾

また、殷以外の他の國にも「帝」は、殷とどうように災厄をもたらすことがあった。YH一二七出土の龜版（背甲）例で、字體分類は「過

渡①類（崎川隆）に屬す卜辭に、つぎの二例がある。

03 「己酉卜内 2132 貞鬼 0322 方易 1139 亡_囧五月（合集八五九一〇乙 六六八四）」

04 「己酉卜敵 2864 貞危 3272 方亡其_囧五月（合集八四九二〇乙六三八二）」
前者は、「鬼方」の君主「易」に災厄が無いか、後者は「危方」に災厄が無いかを占う。⁽⁶⁾

このように、「帝」には災厄（戰敗）を下す権能があり、殷ならびに他の國は、どうように、いわば不偏不黨の「帝」の管轄下にあった。このことは、本テーマを考察するうえでの大前提となる。戦争あるいは征伐に「帝」の祐助や許諾を求める占い、すなわち戰勝を求める占いは、「帝」のこうした権能を認めたくえで行われたわけである。

以下、「帝」もしくは「下上」の戦争許諾関連卜辭を i ii iii の各項目に分けてとりあげたい。i は YH一二七出土の龜版例、ii は i 以外の龜版例、iii は骨版例である。

i YH一二七出土の龜版例（「帝」例）

YH一二七出土で、龜版に刻まれた、この種の卜辭にはつぎの例がみられる。⁽⁸⁾

「帝」をふくむ卜辭には、「受又（授祐）」あるいは「若（諾）」という用語がもちいられる。

05 「甲辰卜争 1045 貞、我伐馬 1630 方、帝 1132 受我又。一月（合集 六六六四正〇丙一一四）」

當該卜辭の「馬方」という敵國征伐の戰勝を求める卜辭である。字

體（崎川分類）は、「師賓問大類」の「過渡①類」に屬す。

06 「貞、王重²⁹⁵³ 泚⁰⁸⁰⁴ 盛²⁴²² 从伐巴⁰³⁰⁴ 方、帝受我又（合集六四七三正

〓乙三七七八）

當該卜辭の「巴方」という敵國征伐の戦勝を求める卜辭である。「泚盛」という將軍に従ってか、あるいはこの者を従えて、「王」が軍事行動を起こす場合を問う。字體（崎川分類）は、「賓一大類」の「過渡②類」に屬す。

07 「貞、王从盛伐巴⁰³⁰⁴ 方、帝受又（合集六四七四〓丙二五）

當該卜辭は06卜辭にほぼおなじ内容。字體（崎川分類）もおなじく「過渡②類」に屬す。

08 「丙辰卜爭貞、泚盛啓王从、帝若受我又（合集七四四〇正〓丙

四〇九）

09 「貞、泚盛啓王勿从、帝弗若、不我其受又（同右）

10 「丙辰卜爭貞、王往省⁰⁶¹³ 从西、若（同右）

11 「貞、王勿往省、不若（同右）

08と09の兩卜辭は、「泚盛」という將軍が先驅けとなり「王」がこれに従う場合、「帝」が許諾し、「帝」の祐助があるかを問う。また、10と11の兩卜辭は、「王」が西方に「往省」する場合の「帝」の許諾を占う。「往省」とは、軍事的目的での視察の意味としておく。これら同版の四卜辭の内容は、如實な征伐を意圖するのではなく、征伐手前の状況を反映した卜辭と解せられる。字體（崎川分類）はいずれも「賓一大類」の「過渡②類」に屬す。

12 「己未…貞、旨⁰⁰¹³…千若于帝又（合集一四一九九正〓丙

二二二）

13 「貞、旨…不…若于帝又（同右）

この12と13の二卜辭の「旨」はのちの「旨方」で、國名である。これについては、白川靜博士に「召方考」（『甲骨金文學論叢（第二集）』一九五五年）がある。反面（丙二二三）に「〔王〕…吉…旨循²³⁰⁶…玆²¹⁸⁸若…帝…」とあり、「旨」に對する、「王」の何らかの政治的行動に「帝」の祐助が承諾されたという「吉」の占い結果を得たらしい。字體（崎川分類）は、「賓一大類」の「過渡②類」に屬す。

14 「貞、盛稱冊、王薛²⁴⁹⁷、帝若（合集七四〇七〓乙一三九九十乙一七一〇）

15 「貞、王薛盛、帝□若（同右）

16 「貞、王勿从盛、帝若（同右）

これら14、16の三卜辭の前二例が對になり、三卜辭目の對貞として「貞、王勿从…」があるが、「帝」は脱落している。字體（崎川分類）はいずれも「賓一大類」の「過渡②類」に屬す。島邦男説は、前二例の卜辭を「帝の許諾を卜する例」の「稱冊」としてとりあげ、「泚盛は殷に屬する西方の諸伯の一人であり、稱冊は書冊によつて王に進言することであつて、之は王が泚盛の進言に従へば帝の許諾が得られるか否かを卜するものである」とし、同版の16卜辭とほぼ同じ内容とみて「薛は从の假借」とする。類似の卜辭に「乙卯卜爭貞、泚盛稱冊、王从伐土方受有又（合集六〇八七正〓簠征三六）」とあり、あるいは「戊午卜賓貞、王从泚盛伐土方受有又（合集六四一七正〓後上一七・五）」とあり、「王」は「泚盛」とともに、敵國「土方」を征伐

し、軍事行動をともししている。こうした例から、当該三卜辭も戦争関連と判断し、「帝」の許諾を求めた卜辭としておく。

以上が、YH一二七出土の龜版で「帝」をふくむ卜辭である。征伐する方國には「馬方」と「巴方」と「旨方」がある。字體（崎川分類）は、一例のみ「師賓間大類」の「過渡①類」に屬し、他はいずれも「賓一大類」の「過渡②類」に屬す。なお、「下上」をふくむYH一二七出土卜辭例の内容は、祭祀関連であり、征伐の許諾や戦争の祐助を求める明確な卜辭例は、みられない（第三節で述べる）。

要するに、YH一二七出土例から知られることは、當時の戦争が「帝」の管轄下のみおかれており、「下上」に征伐の許諾を求める例はなかった、ということである。他國を征伐する権限は、「帝」のみであり、戦勝は一元的に「帝」に求められたということになる。

ii YH一二七出土以外の龜甲版例（「帝」例と「下上」例）

つぎにYH一二七出土以外の龜版で、「帝」と「下上」をふくむ戦争許諾関連卜辭をとり上げたい。

「帝」の例は、つぎの一例がある。

17 「…伐呂0738方帝受我又（合集六二七三〇林一・一一・一三）」

「呂方」は、殷にとつて激しい戦争の相手であり、「典型賓組」の字體の甲骨版に類見する西方の敵國である。研究も進んでおり、胡厚宣「殷代呂方考」（『甲骨學商史論叢初集』第二冊、成都・齊魯大學國學研究所專刊、一九四四年）は、三二六條の卜辭を網羅する。「呂方」のみえる卜辭はこれほど多いが、しかし、「帝受又」のみえる卜辭は、

龜材ではこの例のみである。精緻な字體分類の崎川説では「賓一大類」の「過渡②類」とされ、YH一二七出土の龜版と同類になる。とすれば、同一の刻手によって刻まれた龜版が、YH一二七に埋藏されるものばかりではなく、別處に埋藏もしくは保管されたということになる。「呂方」を占っているためなのか、あるいは何らかの理由で、出土地點が別になつたらしい。

「下上」の例は、つぎの通り七例みられ、「下上若（諾）」「受又（授祐）」の用語とともにみえる。

18 「己卯卜敵貞、呂方出、王自正（征）、下上若（諾）、受我：（合集六〇九八〇柏二・五）」

当該卜辭の字體（崎川分類）は、「典賓大類」の「典型賓組」に屬す。

19 「己？」西卜貞、王正（征）呂方、下上若（諾）、受我又一月（合集六三二二〇鐵二四四・二）」

20 「貞、勿正（征）呂方、下上若（諾）、不我其受又（同右）」

兩卜辭の字體（崎川分類）は、「典型賓組」に屬す。

21 「…呂□「下」上弗「若」（人文六九二）」

当該卜辭は腹甲の小斷片で、傳・王國維蒐集甲骨とされる。¹⁾『合集』には採用されていない。字體は、他例と比較して「典型賓組」に屬すと推定される。貝塚茂樹・伊藤道治兩氏は当該卜辭を「貞、勿佳王正呂方、下上弗若、不我受又（續三・三・二）」同様の卜辭の斷片とす²⁾。この説にしたがう。

22 「…者王…伐土…、下上若（諾）…我…（合集六四二八〇存一・五九三）」

當該卜辭の「伐土」は「土方」を征伐する意味である。字體（崎川分類）は、「典型賓組」に屬す。

23 「…貞…方出…勿自…見、下上…示…」（合集六八〇四〡鐵五〇・二）

當該卜辭の「示」以下、當該卜辭にふくまれるか否か不明。字體（崎川分類）は、「典型賓組」に屬す。

24 「…危³²⁷²、下上若（合集八四九八〡掇二・二七六）」

當該卜辭の字體（崎川分類）は、「賓一大類」の「過渡②類」に屬す。また「危」は「下危」もしくは「危方」のことと推定され、これについては、YH一二七出土の龜版例に、「辛酉卜敵貞、今者王从望乘伐下危、受出又（合集六四八二正〡丙一二）」とあり、字體（崎川分類）

は、「賓一大類」の「過渡②類」に屬し、當該卜辭とおなじである。

ほぼ同内容の卜辭、もしくは關連卜辭が丙一二〡丙三一まで十一版みられ、さらに「人文三三一（龜版）」にはほぼ同内容がみえる。これらの卜辭には、「受出又」が、「帝」の祐助か「下上」のそれか明示しないが、「i」の項目の検討からすると「帝」の祐助、後にとりあげる「iii」の項目の検討からすると「下上」の許諾と祐助をを求めるものとなる。當該の24卜辭は、字體がYH一二七出土例におなじであるが、「帝」ではなく、「下上」に戦勝を求める卜辭である點が、おおきな相違點であり、これが出土地點を異にする理由である可能性がある。以上が「帝」と「下上」の龜版例で、征伐する方國には「帝」の場合には「呂方」があり、「下上」の場合には「呂方」と「土方」と「危方（下危）」がある。字體（崎川分類）は、17と24の兩卜辭が、「賓一

大類」の「過渡②類」に屬し、YH一二七出土例に近い。他は「典型賓組」に屬す。

iii 骨版例（「帝」例と「下上」例）

つぎに、出土地點不明の戰爭許諾關連の骨版で、「帝」をふくむ卜辭と「下上」をふくむ卜辭とをとりあげたい。

先にとりあげる、「帝受又（授佑）」の例はつぎのとおり。九例みられるが、字體（崎川分類）は、すべて「典型賓組」に屬す。

つぎの25〡28卜辭は、「呂方」征伐關係である。

25 「辛亥卜敵貞、伐呂方、帝受…」（合集六二七〇正〡粹一〇七三 甲乙）

26 「辛亥卜敵貞、伐呂方、帝受…」（合集六二七一〡摭續一四五）

27 「貞、勿伐呂、帝不我其受又（合集六二七二〡前六・五八・四）」

28 「…伐呂方、帝受我又（合集六二七三〡林一・十一・十三〡通三六九）」

つぎの29〡31卜辭は、「荒⁰⁰⁴²方」征伐關係である。

29 「…伐荒方、帝受我…」（合集六五四二〡ホ征三四他）

30 「…午卜敵貞、王伐荒、帝受我又。一月（合集六五四三〡存一・六二七）」

31 「…王伐荒、帝…」（合集六五四九〡存一・六二六）

當該卜辭は、「帝」の下を缺くが、文脈上、「帝受又」の例としておく。

32 「…今者王循²³⁰⁶方、帝…我又（合集六七三六〡粹一二二八）」
當該卜辭の「循」は「循行察視」の意味とし、「往省」とおなじく、

軍事的目的での視察の意味としておく。

33 「…午卜敵貞、今者王循方、帝受我…」（合集六六七三七〇〃篋游一）

以上、九例は征伐もしくは「王循方」との関係で見られる「帝受又」例である。征伐する方國は「呂方」と「兗方」である。なお、「帝若（諾）」という表現は、骨版の例にはみられない。このことは、龜版との違いであり、材質によって占卜内容あるいは表現が異なるということらしい。

骨版の「下上若（諾）、受又（授佑）」例はつぎのとおり。三四例みられるが、字體（崎川分類）は、ほとんどが「典型賓組」に屬し、逐一記さない。例外については卜辭ごとにその字體分類名を記す。

34 「…沘盛稱冊呂方…王从、下上若受我…」（合集六一六〇〇）

35 「…沘盛稱冊呂…其敦 1986卒 1948、王从、下上若受…」（合集六一六一〇〃存二・二九三）

当該卜辭の「敦」は撻伐の意味。この場合、「呂」が、「卒」の土地に進攻することらしい。

34と35の兩卜辭にみえる「沘盛」は、殷王に敵國征伐の進言するところがおおく、軍事関連でみえる固有名であるところから、これら三者を戰爭許諾関連の「下上若（諾）」例とする。06卜辭などを参照。

36 「癸酉卜、爭貞、王勿逆呂方、下上弗若、不我其受…」（合集六二〇一〇〃存二・二九〇）

37 「癸酉卜、爭貞、王勿逆呂方、下上弗若、不我…」（合集六二〇二〇〃戡一一・一三）

36卜辭は「伐」を略すが、右卜辭同様、「逆伐」の意味で、兩卜辭

はほぼ同文である。「呂方」の進攻を迎え撃つときの、「下上」の承諾と戦勝を求めた内容である。

38 「辛未卜、敵貞、王勿逆伐呂方、下上弗…」（合集六二〇三〇〃後上一七・三）

39 「辛未卜、敵貞、王勿逆伐呂方、下上弗若、不我其受又。六月（合集六二〇四正反〃篋地四二）

当該卜辭は38卜辭と同文であり、兩者ともに、同版に鄰接して、つぎの日の占いと推定される卜辭「壬申卜敵貞、于河句呂方」があり、「河」に「呂方」征伐を祈求する占いがみえる。¹³⁾

40 「辛亥卜、敵貞、勿佳王往伐呂方…」（合集六二二〇〃後上一六・一二）

41 「貞、勿佳王往伐呂方、下上弗若、不我其受又（同右）」

兩卜辭は一對の貞卜である。「下上弗若、不我其受又」とあるのは、「呂方」を「往伐（攻撃）」することの許諾と戦勝を、「下上」に求める用語である。

42 「…勿佳王往伐呂方、下上弗若、不我其受…」（合集六二二二）

43 「乙亥卜、敵貞、王…伐呂方、下上若…」（合集六二二二正十合補二一九）

当該卜辭版の反面に「王占²²⁴³曰、其出設⁰⁹⁴⁹其佳丁…」とあり、「伐呂方」との関連で「設」という前兆があったらしい。¹⁴⁾なお、合集六二二二正反と合補二一九の綴合は、蔡哲茂『甲骨綴合續集』三六六（文津出版社、二〇〇四年）による。

つぎの44～55の一二例は、「呂方」征伐関係である。

44 「貞、勿佳王正(征) 吕方、下上弗若、不我其受又(合集六三一四〇 佚一八)」

當該卜辭から53卜辭まで、虚詞「勿・弗・不」が用いられ、文の構成が複雑であるが、文意はつぎのとおり。「王」が「吕方」を征伐しない(とすると)、「下上」が許さず、(したがって)「我」は祐助を受けないでしょうか、となる。「吕方」征伐の正當性と戦勝を、婉曲に「下上」に求めている。

45 「…丑卜、敵貞、勿佳王正(征) 吕方、下上弗若、不我其受又(合集六三一五〇 林二・九・六)」

46 「…勿佳王正(征) …「吕」方、下上弗若、…我其…又(同右)」
當該卜辭は、「吕方」の例としておく。「方」の前を缺落するが、45卜辭の對貞であるところから缺字を補うことができる。

47 「癸丑卜、敵貞、勿佳王正(征) 吕方、下上弗若、不我其受又(合集六三一六〇 簠征一五ほか 佚一一六 續三・三・二)」

48 「癸丑卜、敵貞、勿佳王正(征) 吕方、下上弗若、不我其…(同右)」

49 「癸丑卜、敵貞、勿佳王正(征) 吕方、下上弗若、不我其受又(合集六三一七)」

50 「貞、勿佳王正(征) 吕方、下上弗若、不我其受又(同右)」
45卜辭から當該50卜辭版の三版六卜辭は、同日に占われた可能性がある。

51 「庚申卜、敵貞、王勿正(征) 吕方、下上弗若、不…(合集六三一九〇 存一・五七三 後上一六・八)」

52 「庚申卜、敵貞、王勿正(征) 吕方、下上弗若、不我其受又(合

集六三二〇 前五・二二・二)」

53 「庚申卜、敵貞、王勿正(征) 吕方、下上弗若、不我其受又(合集六三二二)」

51卜辭から當該53卜辭版の三卜辭は、同日に占われた可能性がある。

54 「…吕方、下上若、受我又。五月(英國五五三三 金三八九)」

55 「…吕方、下上若、受我又(同右)」

つぎの56卜辭の五例は、「下危」征伐關係である。

56 「…作³²²⁷从⁰⁶⁵³望⁰²³⁹乘⁰²³⁹伐下危、下上弗若、不我其受又(合集六五〇五正)」

當該卜辭から60卜辭にみえる「作」は治作の意味とされるが、文字の構成に「玉」があり、玉に細工することがもとの意味らしい。字體(崎川分類)は、「賓一大類」の「過渡②類」とする。「不」の字形から判定すると典賓類の可能性もある。

57 「貞、今者王勿作从望乘伐下危、下上弗若、不我其受又(合集六五〇六 前五・二五・三 林一・四・七など)」

當該卜辭は、「王」が「望乘」とともに「下危」の征伐に乗り出さない場合、「下上」に許諾されず、また戦勝の祐助も授けられない、という婉曲な占いである。要するに、「下危」征伐の正當性と戦勝を求める卜辭である。

58 「己未卜 亘貞、今者王作从望乘伐下危、下上若、其受…(英國五八七 庫一五五四 庫一五九二)」

59 「貞、今者王勿作从望乘伐下危、下上弗若、不我其受又(同右)」

60 「貞、今者王勿作从望乘伐下危、下上弗…(英國五八八 庫

一六一四」

61 「辛巳卜、敵貞、今者王東盛从伐土方、下上弗若、受…（合集六四一八）」

当該卜辭は、「土方」という敵國を、「王」が「盛」とともに攻撃する場合の「下上」の許諾と祐助を求める内容である。「盛」は「沚盛」におなじ。

「土方」征伐関係はこの一例のみである。

62 「…沚盛…下上若…（合集一四二六一〇林一・三〇・六）」

63 「…沚盛…下上若…（合集一四二六二〇合補二〇五一）」

64 「甲午卜敵貞、沚盛…从、下上若受我…（合集三九五八〇存一・六八七）」

当該卜辭について『類纂』は「甲午卜敵貞、沚盛」を別卜辭とするが、島邦男『綜類』の讀みにしたがう。

62、64卜辭の三例にみえる「沚盛」は、將軍として「王」とともに行動することがよくみられるので、これらを軍事関係としておく。

65 「…稱冊王从、下上若受我又（合集七四二八〇前四・三七・六）」

「稱冊」の例に、14卜辭などのように、軍事行動の進言がみられる例のあったことから、当該卜辭をそれに準ずる例としておく。

66 「己巳卜、敵貞、勿…好呼从沚盛…下上若受我…（合集七五〇二〇前四・三八・一）」

当該卜辭は「好」が「沚盛」とともに何らかの軍事行動を起こす場合に、「下上」の許諾などを求める占いらしい。「好」は「帝好」のこ
とらしい。「沚盛」は固有名で將軍としてみえる。字體（崎川分類）は「典

型賓一類」とする。「好」がみえたり、字體が「典型賓一類」とすると、「下上若」関連卜辭としては珍しく、この種の骨版例としては古い類になる。

67 「貞、王東望…下上若、受我…（合集七五三二〇存二・三三二）」

当該卜辭の「望」は「望乘」と解して征伐関係としておく。

以上、骨版の「帝受又」例は七例で、征伐する方國には「呂方」と「兗方」がみられた。また、骨版の「下上若」「下上受又」例は、三七例あり、征伐する方國には「呂方」と「下危」と「土方」などがみられた。字體（崎川分類）は例外（56卜辭と66卜辭）を除いてすべて「典型賓組」に属す。

とりわけ、「呂方」関係は三七例中、二五例みられ、「帝受又」が三例、「下上若・受又」関係が二二例にのぼり、字體（崎川分類）は例外なくすべて「典型賓組」に属す。

三 「下上」とは何か

戦争の許諾と祐助を求める対象としてみられる「下上」が、「典型賓組」に多見することは、これまでにとりあげた諸例から明々白々である。ところが、すでに指摘したように（第二節のi参照）、YH一二七出土龜版にみえる「下上」には、明確な戦争関係としては現れない。では、どのような権能もしくは性格であったのか。これらについて、つぎに検討したい。

YH一二七出土龜版の、「王疾」にかかわる例をとりあげる。「下上」が「帝」と同位にあつかわれている。

68 「貞、不佳下上肇王疾（合集一四二二正甲乙七六九九・八〇六九ほか）⁽¹⁵⁾」

當該卜辭の「下上肇王疾」は、「下上が王疾を引き起こす」という意味である。

69 「貞、佳帝肇王疾（合集一四二二正丙同右）⁽¹⁶⁾」

當該卜辭の「帝肇王疾」は、「帝が王疾を引き起こす」という意味である。

68と69の兩卜辭はそれぞれ「王疾」が、「帝」によるものか、それとも「下上」によるものかを問う。「王疾」を與えた主體に「帝」と同位のものとして「下上」がみられる。なお、兩卜辭の字體（崎川分類）は「過渡②類」に屬す。

つぎは、「奏循」という祭祀の許諾を「下上」に問う例である。

70 「己卯卜敵貞、出奏¹⁵³⁴循、下上若（合集七二三九正反乙四〇六五）」

71 「己卯卜：貞、出奏循、下上弗若（同右）」

70と71の兩卜辭の字體（崎川分類）は「過渡②類」に屬す。「奏循」について、「奏」は祭祀用語で、「循」には祭祀用語のほか、巡行視察の意味もあるが、「奏」と連語でみえるところから巡行視察とは断定できないので、この場合は一應、祭祀の意味としておく。

つぎは、「王出（王の外出）」について、「下上」が災厄を下すとの占斷のみえる例である。

72 「王占²⁴³曰、勿出、下上羸¹⁸³⁸、佳出巷（合集一一〇一八反丙二〇二二）」⁽¹⁷⁾

當該卜辭は占辭である。「羸」について、諸説あるが、文脈から「禍患」の意味としておく。この占辭の右に「貞、今日王出」との命辭がみえ、文意は大體つぎのとおり。王の晝間の外出を占ったところ、「下上」による災厄があり外出禁止との占斷がなされた、となる。なお、卜辭の字體（崎川分類）は「過渡②類」に屬す。

つぎは、祭祀犠牲について「下上」に問う例である。

73 「貞王玆³¹⁵³：屯³²⁷⁵不若左于下上（合集八〇九正反丙五二三・五二四）」

74 「貞王玆多屯左若于下上（同右）」

73と74の兩卜辭は一對の貞卜である。「玆」は、辮髮の頭を斬りとられた夷狄をかたどり、用牲の一方法とされる。なお、一説に「伐」におなじとする説があり、この「伐」を征伐の意味にとると、戰爭許諾關係の一例となる可能性がある。「多屯」について、「屯」は方國名もしくは氏族名とされ、「屯」の諸族を指すらしい。字體（崎川分類）は「過渡②類」に屬す。ここの「左若于下上」もしくは「若左于下上」の意味は、「下上」から許諾され祐助が得られることを問うものである。兩卜辭に對應して反面に占辭があり、張秉權説は「王占曰、勿若」と讀み、張惟捷説は「王占曰、吉、若」と讀む⁽¹⁸⁾。卜辭の字體（崎川分類）は「過渡②類」に屬す。

つぎは、右の卜辭同様、祭祀犠牲について問うが、「下上」のみならず「下乙」に問う例である。「帝」権限の一部委譲に關連して、さらに「下乙」がみられる希有の例である。

75 「丙寅卜亘貞、王玆多屯、若于下上（合集八〇八正反乙

四一一九十乙四一二五ほか¹⁹⁾」

76 「貞王毓多屯若于下乙(同右)」

75と76の兩卜辭は一對の貞卜である。「下乙」が、「下上」とともに「帝」権限の一部委譲に關連してきたことになる。この卜辭内容は、「王毓多屯」という「王」の行爲(「多屯」を祭祀犠牲にする方法)について、「下上」にしたがうか、それとも「下乙」にしたがうかを問う。

「下乙」は祖乙のことで、胡厚宣は「大乙(湯王)」に對する稱らしいとする²⁰⁾。第十四代の殷王で、『史記』卷三股本紀には「帝祖乙立、殷復興」とみえる。

このことから、「帝」と「下上」および「下乙」の三者が、「王」の疾病を引き起こしたり、「王」の祭儀などに許諾を與える立場にあつたらしいことが知られる。とすれば、「帝」の側近には、こうした立場の神がいたことになる。ちなみに、祖先神が「帝」に近づき、下位の祖先神が上位の祖先神に近づく手段が、占いの形で講じられている。

77 「貞、成賓于帝(合集一四〇二正||丙三九)²¹⁾」

78 「甲辰卜殷貞、下乙賓于成(同右)」

とあり、「成」を「帝」に配し祭ることを問い、「下乙」を「成」に配し祭ることを問うている²²⁾。「成」は初代殷王の「大乙(唐)」すなわち湯王のことであり、「下乙」は第十四代殷王である。「下乙」に現世の「王」に何らかの命令を下す、あるいは何らかを許諾する権限が付與されたとすれば、當然、「下乙」の上位にある「成」にも同等的か、それ以上の権限が付與されなければ、右の「下乙賓于成」の卜辭内容にそぐわない。胡厚宣のいうように「下乙」が「大乙(湯王)」に對す

る稱とする、と、「下乙」のみえる76卜辭の對貞(75卜辭)の「下上」の「上」は「上乙(大乙)」とする可能性がある。

ただ、「上乙」單獨での用語が卜辭にはほとんどみられない²³⁾。しかしながら、「下乙」の對概念として「上乙」が、當時の人々によって想定されていたことはまちがいない。

このように考えると、「下上」の「上」が「上乙」を指し、初代殷王の「成(大乙)」を意味するとすると、初代殷王が敵國征伐の許諾を與える立場として、當時の人々に理解されたとしても不自然ではない。夏の桀王を征伐し殷王朝を開いたのが湯王(「成」)であり、「成」が「帝」に「賓」せられることが占われ、しかも「下乙」の上位に位置する存在となれば、征伐の許諾を與える立場としては適任にちがいない。

また、同様に「下上」の「下」が「下乙」を指し、第十四代殷王の「祖乙」を意味するとすると、殷を「復興」させた王として(『史記』卷三股本紀)、この者も征伐の許諾を與える立場としては適任といえる。

また、「下乙」は「成」に「賓」せられる立場から、「帝」に「賓」せられる立場に『昇格』した可能性がある。「成」と同格ということである。

79 「貞、下乙「賓」于帝(合集一四〇二正||丙三九)」

80 「貞、下乙不賓于帝(同右)」

とあり、直前に引用した77と78の兩卜辭と同版にみえる。いずれも命辭であるし、占辭や驗辭はみられないが、胡厚宣の考察にしたがい「帝」と同等の権能をもつ者として「下乙」を位置づけていると理解

すると、この問いかけである命辭は、是認され、「下乙」は「帝」に「賓」せられることになったはずである。

このように、「帝」と「成(大乙)」と「下乙」は、同等の権能をもつ立場にあり、とりわけ、「下乙」が單獨で権能を行使していることが知られる。「上下」ではなく「下上」という用語が常用されている所以であろう。

「下上」が「王疾(王の疾病)」や「王出(王の外出)」や祭儀などに許諾を與える立場と、敵國征伐の許諾と祐助を與える立場は、原則としておなじである。

以上、YH一二七出土龜版にみえる「下上」ならびに「下乙」のみえる卜辭、そして「帝」の権能との關連する卜辭を検討したところ、「下上」と「下乙」がほぼ同等の意味として扱われ、兩者は「帝」の権能の一部を委讓され、「王」の行動に許諾を與えたり、祭祀の許諾の権能が付與されていたことが知られた。さらに、「帝」の権能との關連する卜辭(「下乙賓于帝」「成(大乙)賓于帝」)から、「下上」は「下乙・上乙」のことで「下乙」が殷を「復興」させた第十四代殷王の「祖乙」を意味し、「上乙」が初代殷王の「大乙(唐)」すなわち湯王とした。

四 結論

二〇一三年二月、ロシア中部のチェリャビンスク州に直徑十五以上の大きな隕石が落下した。この大きさは百年に一度ほどの落下頻度とされる。まばゆい閃光と衝撃波をともない、建造物などが損壊し負

傷者も多數出た。この自然現象が殷代に生じた場合、「帝」による鐵槌と當時の人々に觀念されたにちがいない。「帝」は大風を起し、雷を落とし、干害を下し、祟りや災厄をもたらせる存在から、隕石落下もこの類いと推定される。ただ、殷代に落下した隕石は、隕鐵として鉞の刃に活用される場合がある。銅製の鉞に刃の部分だけ隕鐵の刃がはめ込まれた例(鐵刀銅鉞)が、發見されている²⁵。そして甲骨文や金文の「王」の字形には、鉞の形をしたものがあり、王の權威の象徴とされる²⁶。王の權威の實體は、征伐權であり刑罰權ということであろう。隕石の落下は、「帝」もしくは「帝廷」からの鐵槌ではなく、反對に「征伐權」行使の命令である、と逆轉の發想をする「知惠者」がいたのかもしれない。

さて、本稿は「王」の「征伐權」行使に、何者が許諾なり祐助を與えるか、この問題を中心に考察した。

基本姿勢としては、つぎのような前提に立つ。

最近の字體研究の進展はめざましく、それで卜辭の分期分組にきわめて精確な成果をあげている崎川隆氏の分類を主としてもちいた。また、武丁中期までとされる、YH一二七出土の龜版に注目した。純粹な「帝」信仰の強い龜版と、それらの出土地點・分期分組が明白な卜辭を、研究對象として、先にとりあげた。

こうした方針で考察した結論は、つぎのとおりである。

YH一二七出土の卜辭にみえる、戰爭許諾もしくは祐助を與えるものは、「帝」のみであった。字體は「師賓問大類」と「賓一大類」に屬す。ところが字體が「典型賓組」になると、「下上」が、「帝」以外に戰

争許諾を與える存在として卜辭にみえることになる。とりわけ、骨版の例におおくなる。骨版は殷王の祖先神の祭祀などで犠牲に供された牛の骨が利用された可能性が高く、純粹な「帝」信仰のもとで占われたというよりも、祖先神などを媒介とする占いという要素がある。殷王に有利に働く機能があると少なくとも、當時の人々には理解されていたはずである。この「下上」とは、殷王の祖先神のことである。「下上」の「下」が「下乙」すなわち祖乙、「上」が「上乙」すなわち大乙（湯王）である。開國の祖である大乙（湯王）と中興の祖である祖乙に敵國との戦いに祐助もしくは許諾を求めるといふわけである。

こうした戦争許諾の主體が「帝」と「下上」の二元化の時期から、やがて「下上」のみならず、王統と「妣」をふくむ祖先神崇拜が「帝」信仰を凌ぎ、周祭に集大成されるようになるのであろう。

ちなみに、「帝」の下す災厄の一つが「戰敗」であるという、そもその當時のこの觀念には、他國に對する「軍事的優位」を是とする側面がある。すなわち武力に對する欲望を肯定する價值觀を内包する。この「帝」から下されたとされる價值觀は、時に應じて顯在化する。武丁の死後、ほぼ百年で卜辭の第五期すなわち帝乙・帝辛（紂王）の時代となる。祖先神を日々に祭る周祭が、盛んに卜辭にみえる時代であるが、この王統重視の卜辭を最後に、殷周革命を迎える。殷周革命はいわば武力革命であり、「帝（＝天）」の征伐許諾權の復活ともいえる。⁽²⁷⁾

註

(1) 「下上」に關する諸説について、「帝」をふくむ説とふくまない説に大別して以下に紹介したい。「帝」をふくむ説は、「帝」の戦争許諾などの權限を「下上」にふくみ、「帝」をふくまない説は、「帝」とは別個に戦争許諾などの權限があるとするものである。

「帝」をふくむ説としては、つぎのA～Hの諸説がある。

A 胡厚宣（前説）は『下上』之上、必爲上帝。而下者或指地祇百神而言」とあり（胡厚宣「殷代之天神崇拜」第二節「帝神」。當該論文は『成都・齊魯大學』國學研究所專刊「之一」として『甲骨學商史論叢（初集第二冊）』（一九四四年）に所收されている）、上が上帝、下が地祇百神とする。これを妥當もしくは同説とする者としては、池田末利（『殷虛書契後編釋文稿』上・七七頁、創元社、一九六四年）、徐中舒（『甲骨文字典』四川辭書出版社、一九八八年）、末次信行（前説）（『佐藤武敏先生所藏『殷代卜辭骨版』をめぐって』『郵政考古紀要』第五〇號（通卷五九冊）一三一頁、二〇一〇年）がある。

B 陳夢家説は『上』指上帝神明先祖、『下』或指地祇」とあり（陳夢家『殷墟卜辭綜述』五六八頁、科學出版社、一九五六年）、上が上帝神明先祖、下が地祇とする。

C 島邦男説は『下上』の上は上帝、下は下乙などの祖神を謂うもの」とし（島邦男『殷墟卜辭研究』一九八頁、弘前大學文理學部中國學研究會、一九五八年）、上が上帝、下が祖神とする。この説に同じ者に貝塚茂樹・伊藤道治兩氏があり、「下上の上は上帝、下は祖先神を示す」とする（貝塚茂樹・伊藤道治『甲骨文字研究・本文篇』京大六九二（腹甲）の解説、二七八頁、同朋社、増補版一九八〇年。舊版一九六〇年）。

D 胡厚宣（後説）は「下上上下之上、疑皆指天神上帝而言、猶言上帝、下疑指人王下帝而言、猶言下子」とあり（胡厚宣「殷卜辭中的上帝和王帝（下）」『歴史研究』一九五九年第一〇期）、上が天神上帝、下が人王下帝とする。

E 白川靜説は、「下上」とは「禘祀の對象となるものを帝と合わせていう」場合の用語とする。禘祀の對象は、鳳・方位神・河神・獄神・王亥・下乙・黃奭など多數みられる（白川靜『甲骨文の世界』五五―八二頁、平凡社、一九七二年）。

F 赤塚忠説は、「上下」について「上帝」をふくむ「上下の諸神」とする(赤塚忠『中國古代の宗教と文化』四八八―四八九頁、角川書店、一九七七年)。
G 孟世凱説は「地祇人鬼和上帝天神」とし(孟世凱『甲骨學小詞典』、上海辭書出版社、一九八七年)、上が上帝天神、下が地祇人鬼とする。
H 趙誠説は「(上)帝、神、祖」「(下)地上的各種神」とし(趙誠『甲骨文簡明詞典』二七二頁、中華書局、一九八八年)、上が帝・神・祖、下が地上の各種の神とする。

「帝」をふくまない説としては、つぎのI―Kの諸説がある。

I 蕭良瓊説は「『上下』指的都是祖先、而不是天神地祇」との結論で、「上下」はいずれも祖先とする。論旨としては、戦争の許諾は「帝」と「上下」とに分別されて祈求されており、「上帝」の對概念としての「下」要素は見られないとし、上下が對概念とされるようになるのは(たとえば「上帝」の表現がみられるのは、「下上」が現れてから以降であり、さらに第三期に「帝甲」がみられ(胡説などを引用、要するに、「下上」と「上帝・下帝」の「上下」觀念とは時期的な相違があるとする。さらに「告某方於某祖先」の卜辭、また卜辭に「上示(祖乙以下の祖先)」「下示(小乙以下の祖先)」という集團呼稱がみえるところから祖先神を「上下」としたのである(蕭良瓊『『上、下』考辨』『于省吾教授百年誕辰紀念文集』吉林大學出版社、一九九六年)。

J 羅現説は「『下上』を「神靈」もしくは「上下神祇」とする。「神靈」については「自然神和先公遠祖」とするらしいところから、「帝」をふくまない説としておく(羅現『商代戰爭與軍制(商代史・卷九)』二三六―二四〇頁、中國社會科學出版社、二〇一〇年)。

K 落合淳思説は、「下上」を「先王の集合呼稱」とする。先王のうちの遠祖(上示)と比較的近い祖先(下示)とするところから、蕭良瓊説にちかい説と思われるが、論證はない。さらに、同箇所で「特に戦争の祐助や邑の存滅についての記述は帝にほぼ限定される」と述べ、「戦争の祐助」の權能をもつ存在として「下上」を理解していない(落合淳思『殷代史研究』二五八―二五九頁、朋友書店、二〇一二年)。

(2) 卜辭の具體例は「…卜争…上帝…降…莫⁰²³⁴(合集一〇一六六片存一・一六八)」で、字體(崎川分類)は「賓三大類」の「典型賓三」に屬す。字體の分期分組説については、以下の註(4)参照。

(3) 絶對年代は目安として、中國の公式見解をあげておく。『中國歴史紀年手冊』(氣象出版社、二〇〇二年)参照。

(4) 當該卜辭の字體分類は、筆者の判断による。ちなみに字體分類は、合集一―一九七五三については、崎川隆『賓組甲骨文分類研究』(上海人民出版社、二〇一一年)に原則としてしたがう(以下、「崎川分類」と略稱する)。字體分類もしくは分組のみられない卜辭の場合は、筆者の判断による。本稿末尾の「崎川分類表」参照。

(5) 當該版は、合集一六四三七と綴合され、「戊辰卜内貞帝弗作王囷(禍)」と「帝其作王囷(禍)」の卜辭がみえる。

(6) 李學勤・彭裕商『殷墟甲骨分期研究』(上海古書出版社、一九九六年)一一八―一二一頁。また、張惟捷『殷墟YH二二七坑賓組刻辭整理與研究』(天主教輔仁大學中國文學研究所博士論文、二〇一一年)上・三三―三四頁参照。

(7) 李學勤氏は「鬼方」と「危方」には一定の關係があるとするとともに、當該版をふくむ背甲例(YH二二七出土)のうち十一版には連續性があることを指摘する。李學勤『殷代地理簡論』(科學出版社、一九九九年)七二―七七頁参照。

(8) 本稿では古いにもちいられる材質(龜版か骨版か)の違いを重視し、龜版と骨版に分けて検討する。この意味でYH二二七の坑から出土したのは、ほとんどが龜版で、分期分類可能龜版は五六二三片にのぼり、時代も「武丁中期」までと知られており、卜辭内容の性格を考察するうえで貴重な史料である(末次信行『甲骨版埋藏處考(上)』、『千里金蘭大學紀要・短期大學部』第三九號、二〇〇八年)参照。そもそも、古いにもちいられる龜版や骨版は、寄進あるいは奉納によるものであった。龜版と骨版とで、占卜材料奉納者に相違のあることは、すでに胡厚宣により指摘され(胡厚宣『武丁時五種記事刻辭考』『甲骨學商史論叢初集』第三册、成都・齊魯大學國學研究所專刊、一九四四年)、筆者も、龜版が「方」國や「侯」國などの廣範圍から奉納されるのに對して、骨版は朝廷の「卜府」と深い關係のある者など、殷墟周邊に近い範圍に在任の者が奉納し、さらに、その骨版が祖先神の祭儀とかかわるらしいことなどを指摘した(末次信行「卜占用龜骨の貢納制概略(上・下)」、『千里金蘭大學紀要・短期大學部』第三五・三六號、二〇〇四・二〇〇五年)参照。「龜材」奉納者は、かなり廣

- 範圍からあり、「方」國や「侯」國、あるいは受年地や田獵地に共通する地名(人名)の者であり、遠方からあるいは王朝の中樞に近い「帝」の身分や立場の者が多かった。したがって、「龜材」奉納の意味するところは、當時の殷王朝による占卜が、廣く支持をうけ、かつその占卜による決定もしくは「帝」や諸神の意思が、廣く信奉されていた。一方、「骨材」奉納者は、「卜府」に自由に入出入りできる者で、「王」や貞人、あるいは王朝の高位にある「子某」や「帝某」や「侯某」、少數であるが、高官にある「小臣某」や「保某」および一定の政治勢力を有するものがおり、朝廷あるいは大邑(殷墟)もしくは大邑近郊の地域に在住した者たちであった。さらに「骨材」そのものが、おそらくは祭儀に供された牛の肩胛骨である可能性が高く、そして、その祭儀の対象である祖先神などの靈力が、占い結果に何らかの影響があるとの、共通の認識があった可能性もある。とすれば、「龜材」の廣範な厚い信奉を象徴するものとは異なる、「骨材」使用は祖先神を通して世俗政治的勢力の影響下に置かれていて、といった意味をもつ。概ねであるが、より直接的に「帝」の意思を知ろうとする行為に「龜材」が使用され、「祖先神などの靈力」を介して「帝」の意思を知ろうとする行為に「骨材」が使用されたらしい。要するに、「帝」信仰と祖先神信仰との力関係の一つに、占卜材料(龜版と骨版)の違いがあったとする立場をとる。なお、甲骨版の埋藏については、材質の相異で出土坑が異なっている例のあるところからも、なにがしかの基準で占われた甲骨版が選擇されて、埋藏されたり保管されたりしたらしく、したがって、YH一二七の「武丁中期」説はほぼ當たつていようが、YH一二七出土以外で、おなじ字體がみられても不自然ではない(前掲「佐藤武敏先生所藏『殷代卜辭骨版』をめぐって」参照)。

- 貞、佳多妣肇王疾」がみられ、「多妣」が「王疾」にかかわることを示す。
- (16) 當該卜辭版の綴合については、前掲『殷墟YH一二七坑賓組刻辭整理與研究』上・二〇四—二〇五頁参照。
- (17) なお、「王占曰、勿出、下上贏、佳出尗」について、下半の「下上贏、佳出尗」は、上半とは別卜辭とする説がある(前掲『殷墟YH一二七坑賓組刻辭整理與研究』上・九六頁)。
- (18) 前掲『殷墟YH一二七坑賓組刻辭整理與研究』上・一六八—一六九頁、同下・四六八頁。
- (19) 當該龜版の綴合は張惟捷説も同じである(前掲『殷墟YH一二七坑賓組刻辭整理與研究』上・二六八頁)。
- (20) 胡厚宣「卜辭下乙説」(『甲骨學商史論叢初集』第三冊、成都・齊魯大學國學研究所專刊、一九四四年)に、「下乙」と「大乙」はともに「有爲之君」とする。
- (21) 當該龜版は新たに綴合部分のある張惟捷引用をもちいる(前掲『殷墟YH一二七坑賓組刻辭整理與研究』上・五七—五八頁)。
- (22) また同版に「貞、大甲賓于成」とあり、第五代殷王であった「大甲」を「成」に配し祭ることを問うている卜辭があるが、文脈上、省略する。
- (23) 「上乙」の例として、午組に「上乙」がみえ「大乙」のこととして「將上乙(甲三五九八)」を掲げ、この種の稱謂はある一時の、一種の特殊な形とされる(前掲『殷墟卜辭綜述』一六四頁)。午組は、いわゆる非王卜辭に分類され、この年代は「武丁中期或略偏晚」とされるので(前掲『殷墟甲骨分期研究』三一六頁)、字體分類からすると、ほぼ崎川分類の「賓一大類」かあるいは「典賓大類」のみられる時期にも重なるということがである。「下上」が字體分類では「賓一大類」の「過渡②類」にみえはじめ、「典型賓組」に多數みえるところから、午組とおなじ時期に「上乙」の用語があった、ということになる。ただ、石璋如『小屯』遺址的發現與發掘・丁編一甲骨坑層之一(中央研究院歷史語言研究所、一九八五年)によれば、「將上乙」の卜辭のみえる甲三五九八版(骨版)について、第三次の發掘からの出土で、出土地點がF3・1とし、卜辭の時代を第三期と報告している。いずれにせよ、一例のみであるので指摘するにとどめる。
- (24) 前掲「卜辭下乙説」五葉下に「今下乙者、能若王、能祐王、是其權能、有可與帝等者矣」とある。

(9) 前掲『殷墟YH一二七坑賓組刻辭整理與研究』上・二一五頁。

(10) 前掲『殷墟卜辭研究』一九七頁。

(11) 前掲『甲骨文字研究・本文篇』一一—一二頁。

(12) 前掲『甲骨文字研究・本文篇』二七八頁。

(13) 前掲『殷墟書契後編釋文稿』後上・一七・三の項参照。

(14) 末次信行『殷代氣象卜辭の研究』(京都・玄文社、一九九一年)九四頁参照。

(15) 當該卜辭版の綴合については、前掲『殷墟YH一二七坑賓組刻辭整理與研究』上・二二—二三頁参照。この綴合後の正面には「[]亥卜賓」

(25) 鐵刃銅鉞には一九七二年河北省藁城縣西出土二件と一九七七年北京市平谷出土一件の都合二件みられ、いずれも殷代前期とされる(『中國文物考古辭典』遼寧科學技術出版社、一九九三年)。とりわけ前者の藁城鐵刃銅鉞については、「この種の鉞の形状は、比較的特殊なもので、北方少數民族地區の特色を具有する」との報告がある(『藁城臺西商代遺址』(文物出版社、一九八五年)一三二頁)。

(26) 白川靜『字統』(平凡社、一九八四年)六二一―六三頁。
 (27) 「帝Ⅱ天」すなわち、「帝・天同音一義」とする池田末利説にしたがう(釋帝・天)『中國古代宗教史研究』東海大學出版會、一九八一年。

附記…本稿でしばしば引用する張惟捷『殷墟YH一二七坑賓組刻辭整理與研究』論文入手に当たっては、本研究會幹事・佐藤信彌氏の便宜を受けた。記して謝す。

《略稱》

○引用卜辭拓片著録ならびに引用文獻略稱

- 鐵 / 鐵雲藏龜(劉鶚) / 一九〇三年
- 前 / 殷虛書契前編(羅振玉) / 一九一二年
- 後 / 殷虛書契後編(羅振玉) / 一九一六年
- 戠 / 戠壽堂所藏殷墟文字(王國維) / 一九一七年
- 林 / 龜甲獸骨文字(林泰輔) / 一九二一年
- 簠 / 簠室殷契徵文(王襄) / 一九二五年
- 佚 / 殷契佚存(商承祚) / 一九三三年
- 續 / 殷虛書契續編(羅振玉) / 一九三三年
- 庫 / 庫方二氏藏甲骨卜辭(方法斂) / 一九三五年
- 柏 / 柏根氏舊藏甲骨卜辭(明義士) / 一九三五年
- 粹 / 殷契粹編(郭沫若) / 一九三七年
- 金 / 金璋所藏甲骨卜辭(方法斂) / 一九三九年
- 甲 / 小屯・殷墟文字甲編(董作賓) / 一九四八年
- 乙 / 小屯・殷墟文字乙編(董作賓) / 一九四九年
- 摭續 / 殷契摭佚續編(李亞農) / 一九五〇年
- 撥二 / 殷契拾掇第二編(郭若愚) / 一九五三年

存 / 甲骨續存(胡厚宣) / 一九五五年
 丙 / 小屯・殷墟文字丙編(張秉權) / 一九五七―一九七二年
 人文 / 京都大學人文科學研究所藏甲骨(貝塚茂樹・伊藤道治)

『綜類』 / 殷虛卜辭綜類(島邦男) / 一九六七年初版、一九七一年增訂再版
 合集・『合集』 / 甲骨文集(郭沫若ほか) / 一九七八―一九八三年
 英國 / 英國所藏甲骨集(上編)(李學勤ほか) / 一九八五年
 『類纂』 / 殷墟甲骨刻辭類纂(姚孝遂) / 一九八九年
 合補 / 甲骨文集合補編(中國社會科學院歷史研究所) / 一九九九年

「崎川分類」 / 賓組甲骨文分類研究(崎川隆) / 二〇一一年

《その他》

○甲骨文字(初出)に付した四桁のアラビア數字は、姚孝遂主編『殷墟甲骨刻辭類纂』(中華書局、一九八九年)の「字形總表」にみえる番號である。この文字番號は、于省吾主編『甲骨文字詁林』(中華書局、一九九六年)に同じであり、甲骨文字の字形を確認できるとともに、この文字をふくむ卜辭例、ならびに諸説を閲覽できる。本稿では繁雜を避けるため一説のみを原則としてとりあげ、ほかの諸説については省いているが、『甲骨文字詁林』で文字番號を検索すると諸説が知られる。

《附表》

「崎川分類表」

出所：『賓組甲骨文分類研究』（上海人民出版社、二〇一一年）四八頁

表1 分類框架

		小分類框架	大分類框架
典型師賓問類		A↘E	師賓問大類
非典型師賓問類			
過渡①類		A↘E	賓一大類
典型賓一類			
過渡②類			
典型典賓類		A↘E	典賓大類
過渡③類			
典型賓三類		A↘E	賓三大類
非典型賓三類			
B	A		

（立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究會々員）